

仕 様 書

1 委託業務の名称

令和 7 年度産業廃棄物焼却施設及び産業廃棄物最終処分場に係るダイオキシン類測定業務

2 業務の概要

産業廃棄物処理施設の維持管理状況を確認するために、産業廃棄物焼却施設のばいじん及び焼却灰、産業廃棄物最終処分場の放流水のダイオキシン類の濃度測定を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

4 本業務の内容

(1) 本業務の範囲

本業務の範囲は、試料の採取を除く、ばいじん、焼却灰及び放流水のダイオキシン類の濃度測定とし、試料容器、試料採取記録器材（記録用紙、ラベル等）の準備及び試料容器の輸送等も業務の範囲に含むものとする。

なお、県への試料容器等の引き渡し及び県からの試料の引き取りは、下記のとおり行うものとし、具体的な日時及び方法は業務受託後に県と協議の上、決定する。

① 県への試料容器等の引き渡し

香川県環境保健研究センター（香川県高松市朝日町五丁目 3 番 105 号）へ搬入又は郵送

② 県からの試料の引き取り

香川県環境保健研究センターで引き取り又は郵送（郵送の場合は、郵送用の外装箱、緩衝材及び送り状等を準備すること）

(2) 業務実施計画書の策定

業務受託後、速やかに試料容器等の引き渡し及び試料の引き取りについて、具体的な日時及び方法を県と協議の上、業務実施計画書を提出すること。

なお、業務実施計画書に変更が生じた場合には、速やかに変更した業務実施計画書を提出すること。

(3) 測定対象物質

測定項目は、ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDDs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCBs））とする。

(4) 測定内容

測定対象は次表のとおり、ばいじん5検体、焼却灰5検体及び放流水9検体である。

なお、試料の採取は、令和7年7月から12月の間で施設ごとに個別に行う予定である。

施設の種類	対象試料	検体数
産業廃棄物焼却施設	ばいじん	5
	焼却灰	5
産業廃棄物最終処分場	放流水	9

(5) 測定方法

測定方法は次表のとおり。

項目	測定方法
ばいじん	平成16年環境省告示第80号に規定する方法
焼却灰	平成16年環境省告示第80号に規定する方法
放流水	工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（JIS K 0312:2020）

(6) 毒性等価係数

毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条において定められている係数を用いる。

(7) 再測定

異常値等が発生した場合は、県と協議の上、再測定の実施を検討すること。ただし、当該異常値等の原因が受託者の瑕疵に基づく場合は、受託者は、当然に再測定を実施しなければならない。

5 成果品

本業務受託者は、下記のとおり報告書を作成し、提出する。

(1) 納入内容

① 報告書一式

- 下記（３）の事項を記載した報告書の紙媒体（Ａ４判）１部及び電子データ（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）１枚
- ② 計量証明書又は試験結果証明書等 ２部
 - ③ その他、本業務で生じた資料のうち県が指示する資料一式 １部

（２）納入期限

業務実施計画書	試料採取日の３日前
計量証明書又は試験結果証明書等	試料引き渡し後 60 日以内
業務完了報告書	令和 8 年 2 月 28 日

（３）報告書記載事項

- ① 分析結果表（定量下限値を含む。）
- ② 毒性等価換算濃度計算結果
- ③ 分析条件
- ④ 検量線
- ⑤ クロマトグラム
- ⑥ 分析方法、分析フローチャート（標準操作手順）
- ⑦ その他 精度管理に関する書類

６ その他

- （１） 試料測定の結果、放流水の水質排出基準値（10pg-TEQ/L）、ばいじん及び焼却灰の処理基準値（3ng-TEQ/g）を超過する値が検出された場合は、直ちにその旨を県に連絡すること。
- （２） 測定結果に疑義が生じた場合はその都度協議を行うものとする。
- （３） 荒天、施設トラブル等により調査が延期となった場合も補償等を行わないので注意すること。なお、調査が延期となった場合には、県と協議の上、採取日を再度調整するものとする。
- （４） 施設の稼働状況や測定結果等により、検体数や採取日数が増減する場合がある。
- （５） 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

担当 ： 環境森林部循環型社会推進課 産業廃棄物適正処理推進グループ

電話 ： ０８７－８３２－３２２９